（第三面）

（略）

（注意）

１．　（略）

２．住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。

３．　（略）

４．この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面：法第５条第１項又は第２項の規定に基づく申請の場合）

２．・３．　（略）

（削る）

４．　（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面：法第５条第３項の規定に基づく申請の場合）

（略）

（注意）

１．　（略）

２．この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第三面）

（略）

（注意）

１．　（略）

２．住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

３．　（略）

４．この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面：法第５条第１項又は第２項の規定に基づく申請の場合）

２．・３．　（略）

４．法第５条第２項の規定による認定を受けようとする住宅の維持保全を行う者

①　維持保全を建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第３条若しくは第 65 条に規定する団体又は同法第 47 条第１項に規定する法人が行う場合、当該団体又は法人の名称

②　譲受人が建築後の住宅の維持保全を他の者と共同して行う場合、当該他の者の氏名又は名称

５．　（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面：法第５条第３項の規定に基づく申請の場合）

（略）

（注意）

１．　（略）

２．この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。